



お取引先様 各位

「土壌汚染対策法施行規則」の一部が改正されました

皆様におかれましては、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。
日頃は格別のご愛顧を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

今回は、平成23年7月8日に一部改正された「土壌汚染対策法施行規則」についてご紹介させていただきます。
従来の土壌汚染対策法においては、工場立地などによる人為的な原因だけではなく、自然的原因で有害物質に汚染された土地や公有水面埋立法に基づき埋め立てられた土地においても、通常の汚染地と同様の区域指定がなされておりました。

しかし、砒素や鉛、ふっ素、ほう素などの物質は、自然界の土壌の中に存在していることも多く、また、公有水面埋立法に基づき埋め立てられた土地においても、土壌汚染対策法の基準値と公有水面埋立法の基準値の不整合により、結果として基準超過となる土地が多く存在しております。

そこで今回の改正は、このような自然的原因で汚染された土地、土壌汚染対策法の基準を満足しないことにより汚染地と指定された埋立・造成地への対応に伴う負担軽減を目的として、同法施行規則の一部が改正されました。

今回の改正の主なポイントは、以下のとおりです。

- 土地開発などを行う際に届出が必用となる形質変更時届出区域が、「一般管理区域」、「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」、および「埋立地管理区域」の4区域に分類、規定され、各区域に分類するための土壌汚染状況調査の方法が定められました(裏面参照)。

なお、それぞれの区域の定義は以下のとおりです。

要措置区域(※1)	要措置区域
形質変更時届出区域(※1)	形質変更時届出区域
	一般管理区域(下記①, ②, ③に該当しない形質変更時届出区域) ①自然由来特例区域[規則第58条第4項第9号] 第二種特定有害物質(シアン化合物を除く)による汚染状態が、専ら自然に由来すると認められる土地。 ②埋立地特例区域[規則第58条第4項第10号] 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法により埋立または造成された土地で、汚染の原因が専ら埋立用材料が原因であると認められる土地。(※2, 3) ③埋立地管理区域[規則第58条第4項第11号] 公有水面埋立法により埋立または造成され、都市計画法に規定する工業専用地域内の土地、または同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地。

※1) 基準に適合しない土壌汚染が判明した場合は、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがある場合は「要措置区域」、そうでない場合は「形質変更時届出区域」に指定される。

※2) 昭和52年3月15日以降の公有水面埋立法に基づく埋立については、埋立用材料として用いられる土壌の基準値が定められた。

※3) 廃棄物処理法に規定する廃棄物が埋め立てられている場所は該当しない。

- 上記表の区域(①～③)においては、区域外への搬出を伴わない土地の形質変更(掘削、盛土工事等に伴う土地の形状または性質の変更)において、形質変更の範囲が帯水層(地下水によって飽和されている地層)に及ぶ場合、基準不適合土壌に含まれる特定有害物質が帯水層に流出し、汚染が拡散しないための施工方法に関する基準が緩和されました。(裏面参照)

上記以外の改正点につきましては、環境省の下記ホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

お取引様におかれましては、今回の改正に限らず、土壌汚染対策法全般において疑問・不明点がございましたら、弊社に何なりとお声かけいただきますようお願い申し上げます。

安心と満足をデザインする



総合建設コンサルタント

株式会社 シアテック

ISO9001認証: MSA-QS-706

<http://www.ciatec.co.jp>

担当: 本社営業部

TEL: 0897-37-5921

FAX: 0897-32-5979

E-mail: ctl@ciatec.co.jp

【土壌汚染状況調査の概要】

●人為的原因による土壌汚染のおそれがある土地の土壌汚染状況調査

特定有害物質の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の考え方	汚染のおそれがある土地 10m格子内の1地点 汚染のおそれが少ない土地 30m格子内の1地点	汚染のおそれがある土地 10m格子内ごとに1地点 汚染のおそれが少ない土地 30m格子内の単位区画で5地点 均等混合	汚染のおそれがある土地 10m格子内の1地点 汚染のおそれが少ない土地 30m格子内の単位区画で5地点 均等混合
調査方法	土壌ガス調査→ボーリング調査 (ボーリングは土壌溶出量調査)	表層土壌調査 (土壌溶出量・含有量調査)	表層土壌調査 (土壌溶出量調査)
試料採取等の方法	第一種は0.8～1.0mの深度の地中で土壌ガスを採取。 第二種・三種は表層及び5～50cmの土壌を均等混合。		
土壌汚染の有無の判定	30m格子による調査において、基準不適合の場合は、当該30m格子内にある全ての単位区画(10m格子)において調査を実施し、汚染された区画を確定する。尚、第一種については、基準不適合土壌のおそれが最も多いと認められる地点で追加ボーリング調査(深度10m)を行う。		

●自然由来による土壌汚染のおそれがある土地の土壌汚染状況調査

[地歴調査(資料等による調査)の結果、人為的原因による汚染を確認できない場合の調査]

特定有害物質の種類	第二種特定有害物質(重金属等)[シアン化合物は除く]
試料採取の考え方	最も離れた二つの30m格子内の各1地点の計2地点。 ただし、当該2地点が900m格子内に含まれないときは、当該900m格子ごとに2地点とする。
調査方法	ボーリング調査 (土壌溶出量・含有量調査)
試料採取等の方法	表層、5～50cm、深さ10mまでの1mごとの土壌(表層及び5～50cmの土壌は均等混合)。 ただし、基準不適合土壌の位置が明かな場合は、当該地層内の土壌を採取する。
土壌汚染の有無の判定	①2地点とも基準適合の場合:調査対象地全体が基準適合 ②2地点とも基準不適合の場合:調査対象地全体が基準不適合 ③1地点が基準適合の場合:基準適合の単位区画を含む30m格子のみが基準適合であり、その他は基準不適合 ②、③の場合、900㎡単位で追加的な試料採取等を行い、汚染範囲を絞り込むことができる。

●公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における土壌汚染状況調査

[専ら水面埋立用材料由来の土壌汚染のおそれがあると認められる土地で、且つ、埋立後に人為的原因による土壌汚染のおそれがない土地について行う調査]

特定有害物質の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の考え方	30m格子内の1地点	30m格子内の単位区画で 5地点均等混合	30m格子内の単位区画で 5地点均等混合
調査方法	ボーリング調査 (土壌溶出量調査)	ボーリング調査 (土壌溶出量・含有量調査)	ボーリング調査 (土壌溶出量調査)
試料採取等の方法	表層、5～50cm、深さ10mまでの1mごとの土壌(第一種は深さ50cmの土壌採取は不要。 第二種・三種は表層及び5～50cmの土壌は均等混合。深さ10mまでに帯水層の底面がある場合は当該帯水層の底面までで、それ以深の採取は不要)		
土壌汚染の有無の判定	基準不適合の場合は、当該30m格子内のすべての単位区画について基準に適合しない土地とみなす。		

【形質変更時要届出区域内における土地の形質変更の施工方法】

●従来の形質変更時要届出区域(一般管理区域)[従来どおり]

土地の形質変更にあたり、新たな汚染の拡散を防止するために、基準不適合土壌に含まれる特定有害物質が帯水層に流出しないよう、必要な措置を取る必要があります。(規則第53条第2号)

●自然由来特例区域または埋立地特例区域の特例

土地の形質変更に伴い帯水層を新たに汚染するものではないことおよび、高濃度の汚染は想定されないことから、特段の措置は必要ありません。(規則第53条第2号適用除外)

●埋立地管理区域の特例

将来にわたり当該土地の周辺における地下水の飲用利用等の可能性がないことから、新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられ、地下水位を管理して施工する方法または地下水質を監視して施工する方法に関する基準に従えば、帯水層に及ぶ土地の形質変更を行う場合であっても施工することが可能です。(規則第53条第2号適用除外)